

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	緊急通報システム設置事業			事業コード	0418
所属コード	062100	課等名	障がい福祉課	係名	自立支援係
課長名	晴 山 陽 夫	担当者名	佐 藤 玲 奈	内線番号	2518
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	高齢社会に適応した高齢者福祉の充実	コード	4
	基本事業	高齢者福祉サービスの充実	コード	2
予算費目名	一般会計 3 款 1 項 2 目 緊急通報システム設置事業 (005-08)			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	平成元年度
根拠法令等	盛岡市ひとり暮らし重度身体障害者等緊急通報サービス事業実施要綱			

(2) 事務事業の概要

ひとり暮らしの重度身体障がい者等の自宅に緊急通報装置を設置し、緊急時の対応と安否確認によって日常生活の不安解消を図る。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

平成元年より、「盛岡市ひとり暮らし老人等緊急通報装置貸与事業」により、ひとり暮らし高齢者及びひとり暮らし重度身体障がい者の在宅生活の安全確保を目的に開始された。平成 22 年度に事業の見直しが図られ、65 歳以上の高齢者については介護保険事業の地域生活支援事業「盛岡市ひとり暮らし高齢者等地域生活サポート事業」の対象となり、重度身体障がい者については「盛岡市ひとり暮らし重度身体障害者等緊急通報サービス事業」の対象となった。そして、平成 23 年度より高齢者支援室と障がい福祉課のそれぞれ主管課で予算措置を行い、対応することとなった。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

障がいの状態は利用者により多様であり、ケースに応じた個別対応が求められるようになっている。

2 事務事業の実施状況 (Do)・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 対象（誰が、何が対象か）

ひとり暮らしの重度身体障がい者（これに準ずる者として市長が認めた者を含む）で、日常生活を営む上で常時注意を要するもの。

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A システム設置者数	人	5	5	5	5	6
B						
C						

(3) 24 年度に実施した主な活動・手順

申請に基づき、対象者の身体障害者手帳の等級や世帯・課税状況を総合的に判断したうえで利用を決定し、緊急通報装置の貸与を行うことで、サービス利用を開始する。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 安否確認件数（毎月実施）	件	57	88	100	107	90
B 緊急通報件数	件	0	27	0	0	30
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

当該制度により、対象者が安心して日常生活を送ることに寄与する。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 緊急通報により搬送された件数	□上げる □下げる ■維持	件	0	0	1	0	1
B 緊急通報件数/システム設置者総数×100	□上げる □下げる ■維持	%	0	0	1	0	1
C	□上げる □下げる □維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度実績	24 年度実績	25 年度計画	25 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	
	②県	千円	0	0	0	
	③地方債	千円	0	0	0	

	④一般財源	千円	101	133	159	
	⑤その他()	千円	0	0	0	
	A 小計 ①～⑤	千円	101	133	159	
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	20	20	20	
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	80	80	80	
計	トータルコスト A+B	千円	181	213	239	
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

ひとり暮らし重度身体障がい者を対象に、緊急時における迅速かつ適切な対応と、日常生活の安心確保を行うことができる点から、整合性が図られている。

② 市の関与の妥当性

地域の近隣関係の希薄化が進む中、地域で自立した生活を維持できるようにするために、当該事業の継続は欠かせないものである。

③ 対象の妥当性

急な体調不良を起こす恐れがあり、緊急時に支援を求めることが難しい市民を対象としているため、対象は妥当である。

④ 廃止・休止の影響

体調不良等の緊急時に対応できなくなるため、日々不安を抱えながら生活することを余儀なくされることから、影響は大きい。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

予算内で当該制度が有効に活用されていることから、これ以上の検討の余地はない。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

対象者を明確に定めており、市民に公平・公正に機会を提供している。

(4) 効率性評価

現在事業費は委託料のみであり、これ以上成果を下げずに事業費を削減できる余地はない。
また、人件費についても、現状で必要最低限の時間である。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

利用申請時のみならず、定期的に当該利用者を支援している者を確認し、利用者台帳に反映していくことで、利用者を支援する体制の構築に努め、在宅生活の安心につなげていく。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

当該制度の対象者は、ひとり暮らしの重度身体障がい者であることから、他の福祉サービス担当者と対象者の生活状況を把握し、より良い福祉行政サービスを提供していく。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

ひとり暮らしの重度身体障がい者の安全安心な日常生活をおくるうえで、必要な支援となっている。緊急時よりも日々の健康管理という点から今後も、サービスの提供を継続していく。